

## 公園事業の種別と定義

### 1. 利用施設

番号	施設名	定義
1	道路 (車道)	自然公園を利用する不特定多数の者(以下「公園利用者」という。)の自動車利用の用に供される道路をいう。
2	道路 (自転車道)	公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。
3	道路 (歩道)	公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。
4	橋	河川、湖沼等の水面、低地又は他の交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。
5	広場	乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
6	園地	公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設(園路、芝生地等)であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
7	宿舎	公園利用者の宿泊の用に供される施設をいう。
8	避難小屋	公園利用者が山岳等において、一時難を避けるために設けられる施設をいう。
9	休憩所	公園利用者の休憩又は飲食の用に供される施設(主に休憩舎等の建築物をもつもの)をいう。
10	展望施設	公園利用者が自然の風景を眺望するために設けられる施設(展望台、あずまや、海中展望塔等の工作物をもつもの)をいう。
12	野営場	公園利用者の野営の用に供される施設(テントサイト及びこれに併設される簡易な宿泊施設等)をいう。
13	運動場	公園利用者が、主に野外においてスポーツを行うために設けられる施設であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
14	水泳場	公園利用者が野外において、水遊び、水泳又は潜水利用を行うために設けられる施設をいう。
15	舟遊場	公園利用者が自然の水面を利用して舟遊びを行うために設けられる施設をいう。
16	スキー場	公園利用者のスキーの用に供されるコース、ゲレンデ等の滑走面又は鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第47条に規定する索道等の施設をもつ一定の土地の広がりをもつものをいう。
17	スケート場	公園利用者のスケートの用に供される天然又は人工の氷面をもつ野外の施設をいう。
18	乗馬施設	公園利用者の乗馬の用に供される施設(厩舎、馬けい場、馬場等)をもつ一定の土地の広がりをもつものをいう。
19	車庫	公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を収容保管するために設けられる施設をいう。

20	駐車場	公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりをもつ施設をいう。
21	給油施設	公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等に燃料を供給するために設けられる施設をいう。
22	昇降機	展望等のために公園利用者の昇降運送の用に供される施設をいう。
23	運輸施設 (自動車運送施設)	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業のうち、公園利用者を運送する事業(一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業)を営むための施設(旅客自動車専用自動車道等)をいう。
24	運輸施設 (船舶運送施設)	海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業及び同法第44条の規定により、同法の規定が準用される船舶運行の事業(公園利用者を運送するものに限る。)を営むための施設をいう。
25	運輸施設 (水上飛行機運送施設)	航空法(昭和27年法律第231号)第2条第16項に規定する航空運送事業(水上飛行機を使用し、公園利用者を運送するものに限る。)を営むための施設をいう。
26	運輸施設 (鉄道運送施設)	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条の規定による許可を受けて営まれる鉄道事業(公園利用者を運送するものに限る。)を営むための施設(駅舎、駅前広場、駐車場等を含む。)をいう。
27	運輸施設 (索道運送施設)	鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第47条に規定する普通索道事業及び特殊索道事業(専らスキー場事業の用に供するものを除く。)のうち、公園利用者を運送する事業を営むための施設(駅舎、駅前広場、駐車場を含む。)をいう。
28	運輸施設 (一般自動車道)	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第5項に規定する自動車道事業を営むためのものであって公園利用者の自動車利用の用に供される施設(一般自動車道等)をいう。
29	運輸施設 (係留施設)	公園利用者の用に供される旅客船を係留するために設けられる施設(棧橋、浮棧橋、岸壁、物揚場等)をいう。
30	給水施設	公園利用者に飲料水等を供給するために設けられる施設(取水井、貯水池、給水管等)をいう。
31	排水施設	集団施設地区等の施設地区又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理し環境衛生上良好な状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。
32	医療救急施設	公園利用者の急病又は遭難その他突発的な事故による負傷等に対して救急的診療処置を行うために設けられる施設をいう。
33	公衆浴場	保健休養のために温泉等を利用して、公園利用者の入浴の用に供される施設をいう。
34	公衆便所	公園利用者の用に供される便所をいう。
35	汚物処理施設	集団施設地区等の施設地区又は公園利用者の集中する地区において、し尿またはごみその他の廃棄物を集積又は処理するために設けられる施設をいう。
36	博物館	博物館法(昭和26年法律第285号)第2条に規定する公園利用者の用に供される博物館であって、主にその公園における自然、歴史、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示するために設けられる施設をいう。
37	植物園	主としてその公園の地域固有の植物を1区画の中で、できるだけ自然の生態のまま公園利用者に観察させるために設けられる施設をいう。

38	動物園	主としてその公園の地域固有の動物を1区画の中で、できるだけ自然の生態のまま公園利用者に観察させるために設けられる施設をいう。
39	水族館	主としてその公園の地域固有の魚類、両棲類その他水生動物を公園利用者に観察させるために設けられる施設(海中展望塔を含む)をいう。
40	博物展示施設	主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び、模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設(ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等。)をいう。
41	野外劇場	公園利用者に対する解説活動又は利用者の娯楽、団らんの用に供される野外施設をいう。

## 2. 保護施設

番号	施設名	定義
1	植生復元施設	植生を復元するために設けられる施設及び植生の復元地をいう。
2	動物繁殖施設	公園内に生息する野生の昆虫類、魚類、鳥類、哺乳類の動物の繁殖を図るために設けられる施設(ふ化場、養魚池、給餌施設等)をいう。
3	砂防施設	公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。
4	防火施設	森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設(望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等)をいう。
5	自然再生施設	損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。(自然再生の対象地を含む。)